
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 120 回金融商品専門委員会、第 367 回企業会計基準委員会
及び第 36 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 120 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 24 日開催）、第 367 回企業会計基準委員会（2017 年 8 月 25 日開催）及び第 36 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2017 年 8 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）のエンドースメント手続

（第 120 回金融商品専門委員会で聞かれた意見）

2. 現行の実務と異なる相対的アプローチの適用や、将来予測的な情報をどのように織り込むかについて、現状十分に準備できているという状況でなく、実務上の困難は高いものと認識しているが、エンドースメント手続の観点から「削除又は修正」するまでには至らないとする事務局の分析に同意する。
3. 銀行としても、バーゼル規制等が IFRS を前提とした方向に進みつつある状況において、IFRS 第 9 号の減損を全く受け入れないということは困難なものと考えており、そういった中、エンドースメント手続のレベル観から「削除又は修正」することは難しいものとする。
4. 当社では IFRS 適用企業として、IFRS 第 9 号の強制適用に向けた準備を行っている。実務上の困難さはあるものの、超えられないものではないものと認識しており、「削除又は修正」するまでには至らないとする事務局の分析に同意する。
5. 過去のエンドースメント手続を踏まえると、実務上の困難さに関して、機能通貨に関する論点を特定の業種に関するものとして「削除又は修正」しなかったという経緯があったと認識しており、本論点も金融機関という特定業種に係る論点として整理することは考えられないか。
→本論点を、主に銀行という特定の業種に係る論点として整理することは難しいと考えている。
6. 信用損失引当金を計上するうえでは、データの整備、使用するモデル、モデル使用の前提、の 3 つがポイントとなり、その中ではデータ整備が可能かどうか適用の

最も大きなポイントとなると理解している。当該データ整備自体に大きな問題が無ければ、「削除又は修正」に至らないのではないかと考えている。

7. 欧州では実際に大きなコストをかけて対応しているとの理解であり、実務上の困難さはあるものと考えている。日本基準の議論とは異なるが、エンドースメント手続においては、我が国固有の理由が見出せないという点が「削除又は修正」しないとする一番の論拠になると考えている。

(第 367 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

8. 金融商品専門委員会では、専門委員が実務上の困難さの観点から「削除又は修正」に至らないとの提案に同意するにあたり、エンドースメント手続であることを強調していたと理解しており、公表文書作成にあたっては当該趣旨を明確にすべきと考えている。

(第 36 回作業部会で聞かれた意見)

9. 日本の銀行からのヒアリング内容は、IFRS や修正国際基準の実際の適用を前提としていないため、IFRS 第 9 号に関する IASB の移行リソースグループや IFRS 解釈指針委員会での実務上の適用に関する議論を参照し、それらの中で、実務上の困難さに関して基準の見直しにつながる議論がなかった点を今回の結論の根拠として補強してはどうか。

→実際に IFRS 第 9 号の適用準備を進めている欧州でのエンドースメントの過程や、欧州銀行監督機構 (EBA) が実施した影響度評価のレポートを確認し、その中で適用上の深刻な論点が認識されなかった点と合わせ、資料に反映させる所存である。

10. 金融商品専門委員会での議論に関して、議論の前提となっているのがエンドースメント手続なのか日本基準の議論なのかの違いも含め、全体的な発言者のポジションを教えてほしい。

→今回の議論は、エンドースメント手続におけるハードルと日本基準とのハードルが異なることを前提として行われており、あくまでも IFRS のエンドースメントを行う観点からの評価として行われたものである。

11. 今後は IFRS 第 9 号での減損モデルが金融規制上も国際標準となっており、エンドースメント手続で周辺制度と位置付けている日本の金融規制の方が変化していくことが想定されることから、IFRS 第 9 号の減損モデルを「削除又は修正」することは難しいのではないかと。

12. 欧州のエンドースメントにおいて、IFRS 第 9 号に関連するもので未了となっている

るものがあると理解しているが、その状況はどうなっているか。

→「IFRS 第9号「金融商品」のIFRS 第4号「保険契約」との適用」は、EUでのエンドースメントが完了していない。また、株式のOCI オプションに関するノンリサイクリングの取扱いに関しては、引き続きリサーチが行われていると承知している。

2017年6月末までにIASBにより公表された会計基準等（2018年1月1日以後開始する事業年度に発効するものであり、重要な会計基準以外）のエンドースメント手続

（第36回作業部会で聞かれた意見）

13. （第33回作業部会で審議した）公表日を基準としてエンドースメント手続を進めることにより、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」のような発効日が未定となっている会計基準等について、遅滞なく手続が可能となった点は評価できると考えられる。

14. 「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」は持分法に関するプロジェクトとの関係から発効日が削除（早期適用は可能）されており、異常な状況であると考えられるが、ASBJ事務局の「削除又は修正」の要否に関する検討が不要であるとの提案は、修正国際基準でもIFRSと同様に本改訂の早期適用を認めるとする結論に至ったという整理でよいか。

→委員の理解のとおりであるが、親委員会への審議資料においては、委員が指摘した状況に関して説明を補足したいと考える。

15. （前項の議論を受けて、）「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」でのIASBの対応は、基準を発効しつつ適用しないことが選択できることと同等である点を踏まえると、事務局の提案でよいと考えられる。

16. 「投資不動産の振替」の事務局の分析に関して、ASBJが公開草案に対して行ったコメントへのIASBの対応状況に関する記載が分かりにくいため、対応状況に関する記載について修文してほしい。

17. 本作業部会の役割として、わが国として意見発信していくべき論点についての評価が含まれるものと理解しているが、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」に関して、ASBJのコメント・レターで対応されなかった「利息及び罰金」の論点へは、今後どのように対応していく予定か。

→「利息及び罰金」に関しては、IASBにおいて検討中であると理解しているため、

審議事項(4)-4

ASBJ としても議論の状況をフォローしていくが、「削除又は修正」の可否を検討する対象としておらず、エンドースメント手続としては意見発信を行うほどの重要性は高くないと認識している。

以 上